

<失語症者向け意思疎通支援事業 報告>

9月11日から開催されている失語症者向け意思疎通支援事業 支援者養成講習会が医療タイムス(10月10日)に掲載されました。

失語症の「支援者養成講習」スタート 派遣実施へ支援者増図る

県言語聴覚士会

病気など後天的な要因で生じる「失語症」の人のコミュニケーションを支援する取り組みが進んでいる。県内では、失語症者の日常生活を支援する「意思疎通支援者」の養成講習を県の委託により県言語聴覚士会が実施。養成した支援者を市町村が、必要な場面に派遣する。県ではこれまで3年間の事業年度を通じて13人の支援者が誕生したが、派遣実施には至っておらず、同会の担当者は「とにかく支援者数を増やさなければ派遣に応じることができない」として養成者数の増加を図る方針を示している。

(中川久美子)

今年度の支援者養成講習会は9月11日にスタート。12人が受講し、12月まで全8回の講習で講義12時間、実習28時間の計40時間のカリキュラムを履修する。

同25日にオンラインで行った2回目の講義では、基本的な支援者内容や意思疎通支援者の役割などを学んだ。講義を担当したスタッフは、支援の内容を、失語症者の外出に同行し他者とのコミュニケーションを援助することや銀行など公共施設での手続き、公共交通機関の利用による移動、など説明。先行している県外自治体の派遣実績などを紹介した。

「潜在的には多くのニーズが存在する」として、失語症者との意思疎通や援助に当たっては、会話のテンポや話す量のバランスを変え、視線や身振り手振りなど言葉以外のコミュニケーションを意識する、絵や地図といったさまざまなツールを

活用するなどの工夫が必要だとした。その上で、失語症という障害への共感や適切な距離感、プライバシーの保護に加え、人間としての対等性を意識することが大事だと説明。

「失語症者は言葉が通じないことで自己選択や自己決定の機会が非常に制限されている」として、本人の自己選択や自己決定を尊重する大切さを強調した。